

令和元年

西条市議会第2回9月定例会提出議案書

西条市

目 次

議案第 2 5 号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第 3 回） について	別冊
議案第 2 6 号	令和元年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 2 7 号	令和元年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 2 回）について	〃
議案第 2 8 号	令和元年度西条市簡易水道事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 2 9 号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正 予算（第 2 回）について	〃
議案第 3 0 号	令和元年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 3 1 号	平成 3 0 年度西条市一般会計及び特別会計歳入 歳出決算の認定について	1
議案第 3 2 号	平成 3 0 年度西条市水道事業会計決算の認定に ついて	3
議案第 3 3 号	平成 3 0 年度西条市病院事業会計決算の認定に ついて	5
議案第 3 4 号	公有水面埋立地の用途の変更について	7
議案第 3 5 号	西条市職員退職手当条例等の一部を改正する条 例について	1 1
議案第 3 6 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	2 1
議案第 3 7 号	西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正す る条例について	2 5
議案第 3 8 号	西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の 一部を改正する条例について	2 9
議案第 3 9 号	西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例について	3 3
議案第 4 0 号	西条市母子生活支援施設設置及び管理条例等の 一部を改正する条例について	3 7
議案第 4 1 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	4 1

議案第 4 2 号	西条市認定こども園条例の一部を改正する条例 について	4 7
議案第 4 3 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について	5 1
議案第 4 4 号	西条市西ひうち水道条例及び西条市水道事業給 水条例の一部を改正する条例について	5 7
議案第 4 5 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	6 1
報告第 1 3 号	平成 3 0 年度西条市財政健全化判断比率及び公 営企業における資金不足比率の報告について	6 5
報告第 1 4 号	平成 3 0 年度西条市公営企業における資金不足 比率の報告について	6 9
報告第 1 5 号	平成 3 0 年度西条市公営企業における資金不足 比率の報告について	7 3
報告第 1 6 号	消火活動中における物損事故に伴う和解及び損 害賠償の額の決定の専決処分について	7 7

議案第 31 号

平成 30 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第233条（略）

2（略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4～7（略）

議案第 3 2 号

平成 3 0 年度西条市水道事業会計決算の認定について

平成 3 0 年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～7（略）

議案第 33 号

平成 30 年度西条市病院事業会計決算の認定について

平成 30 年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～7（略）

議案第 34 号

公有水面埋立地の用途の変更について

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、愛媛県知事から次の公有水面埋立地の用途の変更について意見を求められたので、同法第 13 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により、異議はない旨の意見を述べることについて議会の議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉井敏久

1 申請者

愛媛県

2 埋立ての位置

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1、7番8、7番7及び7番21
の地先公有水面

3 面積

455,018.62平方メートル

4 埋立地の用途及び規模

変 更 前	
用 途	規 模 (ヘクタール)
木材・木製品製造業用地	約5.0
流通施設用地	約5.0
漁業施設用地	約6.5
<u>緑地</u>	<u>約26.8</u>
道路用地	約2.2

変 更 後	
用 途	規 模 (ヘクタール)
木材・木製品製造業用地	約5.0
流通施設用地	約5.0
漁業施設用地	約6.5
<u>パルプ・紙・加工品製造業用地</u>	<u>約5.0</u>
<u>非鉄金属製造業用地</u>	<u>約2.4</u>
<u>港湾運送業用地</u>	<u>約1.5</u>
<u>緑地</u>	<u>約18.0</u>
道路用地	約2.2

提案理由

愛媛県が埋立免許を取得した東予港港湾区域内における公有水面埋立地の用途を変更することについて、公有水面埋立法第13条の2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、東予港港湾管理者（愛媛県知事）から西条市長の意見を求められたので、同法第13条の2第2項において準用する同法第3条第4項の規定により、異議ない旨の意見を述べることについて、議会の議決を求めるものである。

関係法令

公有水面埋立法

（出願事項の縦覧等）

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2、3 （略）

4 市長村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

（出願事項の変更）

第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮小、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

2 第3条、第4条第1項及第2項並第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第4条第1項及第2項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮小又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

議案第 35 号

西条市職員退職手当条例等の一部を改正する条例について

西条市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

(西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年西条市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日(次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し</p> <hr/> <p>、又は死亡した職員(第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日(次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長</p>

が規則で定める職員を除く。) についても、同様とする。

2、3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の合計額とする。

5、6 (略)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3)、(4) (略)

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支

が規則で定める職員を除く。) についても、同様とする。

2、3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の合計額とする。

5、6 (略)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)、(4) (略)

(勤勉手当)

第19条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支

給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____

_____,又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____

給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号

に該当して法第28条第4項の規定に

より失職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規

<p>_____、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により市長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6、7 (略)</p>	<p><u>定により失職し</u>、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により市長が規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6、7 (略)</p>
---	--

(西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年西条市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した職員で任命権者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対しその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で任命権者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対しその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>

<p>(退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定により失職_____又は、これに準ずる退職をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定により失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)又は、これに準ずる退職をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
---	---

(西条市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 西条市職員等の旅費に関する条例(平成16年西条市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条第1号から第4号まで</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条第2号から第5号まで</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p>

(西条市消防団条例の一部改正)

第6条 西条市消防団条例(平成16年西条市条例第207号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第9条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第2号</u>を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第9条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第3号</u>を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 36 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
手数料を徴収する 事項	金額	手数料を徴収する 事項	金額
1、2 (略)		1、2 (略)	
3 法第11条第 1項前段の規定 に基づく危険物 の貯蔵所の設置 の許可 (1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式 特定屋外タン ク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所 ア、イ (略) ウ 危険物の 貯蔵最大数 量が1万キ ロリットル 以上5万キ ロリットル 未満のもの エ 危険物の 貯蔵最大数 量が5万キ ロリットル 以上10万 キロリット	<u>1,590,000円</u>	3 法第11条第 1項前段の規定 に基づく危険物 の貯蔵所の設置 の許可 (1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式 特定屋外タン ク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所 ア、イ (略) ウ 危険物の 貯蔵最大数 量が1万キ ロリットル 以上5万キ ロリットル 未満のもの エ 危険物の 貯蔵最大数 量が5万キ ロリットル 以上10万 キロリット	<u>1,580,000円</u>
	<u>1,950,000円</u>		<u>1,940,000円</u>

ル未満のもの		ル未満のもの	
オ 危険物の	2, 270, 000円	オ 危険物の	2, 260, 000円
貯蔵最大数		貯蔵最大数	
量が10万		量が10万	
キロリット		キロリット	
ル以上20		ル以上20	
万キロリッ		万キロリッ	
トル未満の		トル未満の	
もの		もの	
カ～ク (略)		カ～ク (略)	
(6)～(12) (略)		(6)～(12) (略)	
4～18 (略)		4～18 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 37 号

西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、西条市立西条図書館（以下「西条図書館」という。）にあつては午前9時30分から午後8時30分まで、西条市立東予図書館（以下「東予図書館」という。）、西条市立丹原図書館（以下「丹原図書館」という。）及び西条市立小松温芳図書館（以下「小松温芳図書館」という。）にあつては午前10時から午後6時までとする。

2 (略)

て、これらの日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 館内整理日（毎月末日。ただし、12月に限り28日とする。）

(4) 特別館内整理期間（教育委員会が定める期間）

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、西条図書館
にあつては午前9時から午後10時まで、東予図書館、
丹原図書館
及び小松温芳図書館
にあつては午前9時から午後7時までとする。

2 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

図書館の開館時間及び休館日の見直しにより、時代に即した運営体制を構築し、持続可能な図書館運営に取り組むため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 38 号

西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を改正する条例
 西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例（平成16年西条市条例第91号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第5条 博物館等の開館時間は、次の各号に掲げる博物館等について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 西条市立東予郷土館 <u>午前10時から午後6時まで</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第5条 博物館等の開館時間は、次の各号に掲げる博物館等について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 西条市立東予郷土館 <u>午前9時から午後7時まで</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

西条市立東予図書館の開館時間の見直しに伴い、複合施設である西条市立東予郷土館の円滑な運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 39 号

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年西条市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 災害援護資金は、措置期間経過後の <u> </u>延滞の場合を除き無利子 <u> </u>とする。</p> <p>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</p> <p>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u> </u> <u> </u>半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 <u> </u> <u> </u>貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、<u> </u> <u> </u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</p>	<p>(利率<u> </u>)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き<u> </u> <u> </u>年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還<u> </u>とする。</p> <p>2 <u> </u>償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u> </u> <u> </u>法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第40号

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例
 (西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部改正)

第1条 西条市母子生活支援施設設置及び管理条例(平成16年西条市条例第116号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援するため、次のとおり母子生活支援施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援するため、次のとおり母子生活支援施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">西条市くるみ荘</td> <td style="text-align: center;">西条市大町68番地6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	西条市くるみ荘	西条市大町68番地6	(略)	
名称	位置										
(略)											
名称	位置										
西条市くるみ荘	西条市大町68番地6										
(略)											
<p>(入所)</p> <p>第3条 <u>施設の入所定数は、20世帯とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入所)</p> <p>第3条 <u>施設の入所定数は次のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>西条市くるみ荘7世帯</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>西条市すみれ荘20世帯</u></p> <p>2 (略)</p>										

(西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成31年西条市条例第9号)の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

西条市母子生活支援施設設置及び管理条例(平成16年西条市条例第116号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入所) 第3条 施設の入所定数は、 <u>11</u> 世帯とする。 2 (略)	(入所) 第3条 施設の入所定数は、 <u>20</u> 世帯とする。 2 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 この条例は、公布の日から起算して <u>1</u> 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。	附 則 この条例は、公布の日から起算して <u>9</u> 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

令和元年11月30日をもって西条市くるみ荘の運営を終了すること、及び西条市すみれ荘の改修工期の変更に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 4 1 号

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと<u>することができる。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けて</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと _____ ができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

いる者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る

）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(連携施設に関する特例)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。

）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(連携施設に関する特例)

第45条 (略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業 _____

_____の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必

第45条 (略)

附 則

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得

た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等 _____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必

要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 4 2 号

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例について

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例

西条市認定こども園条例（平成27年西条市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（設置） 第2条 法第12条の規定に基づき、次のとおり認定こども園を設置する。		（設置） 第2条 法第12条の規定に基づき、次のとおり認定こども園を設置する。	
名称	位置	名称	位置
西条市立河北こども園	(略)	西条市立河北こども園	(略)
西条市立東予南こども園	西条市石田397番地1		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 入園の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（西条市保育所条例の一部改正）

3 西条市保育所条例（平成16年西条市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（設置） 第2条 法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。		（設置） 第2条 法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		西条市立東予南保育所	西条市石田397番地1

(略)		(略)	
-----	--	-----	--

(西条市立幼稚園設置条例の一部改正)

4 西条市立幼稚園設置条例（平成16年西条市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の目的を達成するため、本市に次の幼稚園を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)				(略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の目的を達成するため、本市に次の幼稚園を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西条市立東予南幼稚園</td> <td style="text-align: center;"><u>西条市石田397番地1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		西条市立東予南幼稚園	<u>西条市石田397番地1</u>	(略)	
名称	位置																
(略)																	
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
西条市立東予南幼稚園	<u>西条市石田397番地1</u>																
(略)																	

提案理由

令和2年度から西条市立東予南保育所及び西条市立東予南幼稚園を統合し、西条市立東予南こども園を開設することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第43号

西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

西条市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市印鑑条例の一部を改正する条例

西条市印鑑条例（平成16年西条市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき<u>本市が備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下<u>同じ。</u>）若しくは通称（<u>令第30条の16第1項</u> _____に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外のことを表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第3</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号_____）に基づき<u>本市の_____住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名_____</p> <p>_____</p> <p>_____若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名_____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名_____又は通称以外のことを表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第3</p>

0条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録する。

(1)、(2) (略)

(3) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 (法第6条第3項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)) をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)) がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名 及び当該通称)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

0条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録する。

(1)、(2) (略)

(3) 氏名 (_____

_____外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び _____通称)

(4) (略)

(5) 性別

(6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 前項各号に掲げる事項については、
磁気ディスク _____
_____をもって調製
することができる。

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第10条 市長は、法 _____に基
づく届出等により、印鑑登録原票の登
録事項に変更があることを知ったとき
は、第12条の規定により印鑑登録の
抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票
の登録事項について職権で修正しなけ
ればならない。

(印鑑登録の抹消)

第12条 市長は、印鑑登録者が次の各
号のいずれかに該当する場合は、当該
印鑑の登録を抹消しなければならない。
い。

(1)～(5) (略)

(6) 氏名、氏 (氏に変更があった者に
あつては、住民票に記載がされてい
る旧氏を含む。) 又は名 (外国人住
民にあつては、通称又は氏名のカタ
カナ表記を含む。) を変更したた
め、登録されている印鑑が第6条第
1号に該当することになったとき。

(7)、(8) (略)

2 前項各号に掲げる事項については、
磁気ディスク (これに準ずる方法によ
り一定の事項を確実に記録しておくこ
とができる物を含む。) _____
_____をもって調製
することができる。

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第10条 市長は、住民基本台帳法に基
づく届出等により、印鑑登録原票の登
録事項に変更があることを知ったとき
は、第12条の規定により印鑑登録の
抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票
の登録事項について職権で修正しなけ
ればならない。

(印鑑登録の抹消)

第12条 市長は、印鑑登録者が次の各
号のいずれかに該当する場合は、当該
印鑑の登録を抹消しなければならない。
い。

(1)～(5) (略)

(6) 氏名、氏 _____
_____又は名 (外国人住
民にあつては、通称又は氏名のカタ
カナ表記を含む。) を変更したた
め、登録されている印鑑が第6条第
1号に該当することになったとき。

(7)、(8) (略)

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が施行されること、及び印鑑登録証明書に性別を記載することを廃止することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第44号

西条市西ひうち水道条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する
条例について

西条市西ひうち水道条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

西条市長 玉井敏久

西条市西ひうち水道条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する
条例

(西条市西ひうち水道条例の一部改正)

第1条 西条市西ひうち水道条例（平成16年西条市条例第142号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第22条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第22条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>

(西条市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 西条市水道事業給水条例（平成16年西条市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又</p>

はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 (略)	はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 (略)
---	---

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

水道法（昭和32年法律第177号）

（給水装置の構造及び材質）

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令（昭和32年政令第336号）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

議案第 4 5 号

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市病院事業の設置等に関する条例（平成16年西条市条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
（経営の基本）				（経営の基本）			
第2条（略）				第2条（略）			
2 病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次の表のとおりとする。				2 病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次の表のとおりとする。			
名 称	位置	診療科目	病床数	名 称	位置	診療科目	病床数
西 条 市 立 周 桑 病 院	西条市 壬生川 131 番地	内科、外科、 産婦人科、精 神科、小児 科、脳神経外 科、泌尿器 科、皮膚科、 眼科、放射線 科、 <u>肛門外 科</u> 、神経内 科、耳鼻咽喉 科、整形外 科、麻酔科、 <u>循環器内科</u>	一般病 床 1 85床 _____	西 条 市 立 周 桑 病 院	西条市 壬生川 131 番地	内科、外科、 産婦人科、精 神科、小児 科、脳神経外 科、泌尿器 科、皮膚科、 眼科、放射線 科、 <u>肛門科</u> ____、神経内 科、耳鼻咽喉 科、整形外 科、麻酔科、 <u>循環器科</u> ____	一般病 床 1 85床 <u>精神科</u> <u>病床</u> <u>165</u> <u>床</u>
3（略）				3（略）			

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

西条市立周桑病院の精神科病床を廃止し、及び一部の診療科目の名称を変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第13号

平成30年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

平成30年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和元年9月3日提出

西条市長 玉井敏久

○平成30年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化	財政再生
		基準	基準
① 実質赤字比率	—	11.95 以上	20.00 以上
② 連結実質赤字比率	—	16.95 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3か年平均）	6.8	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	73.4	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業に ⑤ おける資金 不足比率	簡易水道事業特別会計	公営企業に おける資金 不足は無し	20.0 以上
	公共下水道事業特別会計		
	港湾上屋事業特別会計		
	小松地域交流事業特別会計		
	本谷温泉事業特別会計		

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 (略)

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第14号

平成30年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

平成30年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和元年9月3日提出

西条市長 玉井敏久

○平成30年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 判断基準
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第15号

平成30年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

平成30年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和元年9月3日提出

西条市長 玉井敏久

○平成30年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 判断基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第16号

消火活動中における物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決
処分について

消火活動中における物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を
決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の
規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月3日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 1 号

専決処分書

消火活動中における物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 13 日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、一般財団法人全国消防協会消防業務賠償責任保険から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 52,570 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

消火活動中における物損事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。